



新竹市稅務局  
LOCAL TAX BUREAU, HSINCHU CITY

# 二拠点生活でも節税が可能

外国人の居留証は「戸籍登記完了」とみなされ、不動産優遇税率の適用対象になります



# 対象者

- 外国人
- 台湾地区無戸籍国民
- 中国大陆住民
- 香港・マカオ住民



条件：「中華民国居留証（ARC）」を取得しており、居留地の土地・  
家屋が本人、配偶者、または直系親族の所有である場合、その場所で  
戸籍登記を完了したとみなされます



## 家屋税の優遇 (新竹市)



- 自用住宅税率：1.2%
- 一定金額以下の全国単一自用住宅は1%
- 戸籍（居留証）未登録の自用住宅：非自用税率 2.6%～4.8%

### Syarat

- 適用条件：本人・親族が実際に居住、賃貸・営業用ではないこと、本人・配偶者・未成年を含む家族で全国合計3戸以内

## 地価税の優遇



- 自用住宅用地優遇税率：2%
  - 一般用地税率：10%～55%
- (少なくとも4倍の差)

### 適用条件

- 家屋が本人・親族所有であること
- 賃貸・営業用でないこと
- 居留証の住所を当該地に登録していること
- 本人・配偶者・扶養親族で1か所に限る
- 都市土地≤3公頃、非都市土地≤7公頃



# 節税の実例



台北市に戸籍がある許さんと、新竹市のマンションに居留証住所を登録しているフランス人の妻。両方の住居で家屋税1.2%が適用されます。地価税については、地価が高い台北の家で優遇税率を適用し、新竹の家は一般税率となります

## 解析

### 家屋税

- 自用住宅税率：1.2%
- 戸籍（居留証）未登録の自用住宅：非自用税率 2.6%～4.8%

### 地価税

- 自用住宅用地僅能擇1處享優惠
- 自用住宅用地優遇税率：2%  
(一般用地税率：10%～55%)

許先生選擇地價較高的台北市透天厝適用自用住宅用地優惠稅率，新竹市大樓公寓依一般用地稅率課徵。

## 申請期限



家屋税—自住住家用優惠稅率申請期限

►►每年 3月 22日 まで

地価税—自住住家用優惠稅率申請期限

►►每年 9月 22日 まで

注意：期限を過ぎると翌年からの適用となります

## 小提醒



- 外國人沒有戶籍也能以「居留證」享優惠稅率
- 聰明規劃設籍地，兩地為家也能省一大筆
- 優惠稅率申請要提早，錯過期限再等1年